

資料2 行政改革の実施計画(集中改革プラン)の22年度の取組状況

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

取組結果 ○実施(達成) △一部実施(一部達成) ×未実施(未達成)

①自治会との協働による行政課題への対応

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応(新たな取組)	財政効果(千円)
自治会との協働によるまちづくりの推進 (市民生活課)	市長と自治会連合会による意見交換会を設置し、市民と行政の役割分担について検討	△	意見交換会の設置のため、自治会側と意見交換会の在り方や実施方法等について調整した。	市長と自治会連合会による意見交換会を行なううえでの実施方法及び運営方法についての検討を進め、意見交換会を設置し、市民と行政の役割分担について検討する。	—

②社会福祉協議会、野田みどり会等との協働による福祉のまちづくり

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）																																																															
社会福祉協議会、野田みどり会等との協働による福祉のまちづくり （あさひセンター、社会福祉課、高齢者福祉課、行政管理課、関係課）	野田みどり会（共同事業者）によるあおい空への指定管理者制度の導入 【社会福祉課】 地区社会福祉協議会の事業充実 【社会福祉課】 【高齢者福祉課】 シルバープラン等に基づく社会福祉法人等による社会福祉施設の整備 【高齢者福祉課】	(○) ○ ○	指定管理制度活用の推進へ掲載 市内全域に組織された22の地区社会福祉協議会は、社会福祉協議会の積極的な支援により「ふれあい・いきいきサロン」「友愛訪問」「子育てサロン」など活発な事業活動を展開している。関宿地区社会福祉協議会では、23年度に千葉県社会福祉協議会から「福祉教育推進団体」の指定を受けて福祉教育に取り組むべく、関宿地域内の小中学校、野田市社会福祉協議会、千葉県社会福祉協議会と協議調整を行った。（23年4月に県社協から指定を受けた） 市としても、全地区社会福祉協議会で、さらに事業活動の充実が図られるよう支援を行っている。 シルバープランに基づき、地域密着型サービス及び社会福祉施設等の整備を推進するため、ホームページ等で整備事業者を募集したところ、7件選定することができた。 (施設)		—																																																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サービスの種類</th> <th rowspan="2">4期計画目標量</th> <th colspan="5">22年度</th> </tr> <tr> <th>募集数</th> <th>応募数</th> <th>選定済</th> <th>開所済</th> <th>応募なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">4期計画</td> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>認知症デイサービス</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1(※1)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>グループホーム</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特定施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1(※2)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4期計画外(※3)</td> <td>特別養護老人ホーム(創設)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム(増築)</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類	4期計画目標量	22年度					募集数	応募数	選定済	開所済	応募なし	4期計画	小規模特別養護老人ホーム	3	3	0	0	0	3	認知症デイサービス	3	1	0	0	1(※1)	1	グループホーム	3	3	5	3	0	0	小規模多機能型居宅介護	2	2	1	1	0	1	特定施設	2	2	4	2	1(※2)	0	4期計画外(※3)	特別養護老人ホーム(創設)	1	1	2	1	0	0	特別養護老人ホーム(増築)	1	-	-	-	1	0		
サービスの種類	4期計画目標量	22年度																																																																		
		募集数	応募数	選定済	開所済	応募なし																																																														
4期計画	小規模特別養護老人ホーム	3	3	0	0	0	3																																																													
	認知症デイサービス	3	1	0	0	1(※1)	1																																																													
	グループホーム	3	3	5	3	0	0																																																													
	小規模多機能型居宅介護	2	2	1	1	0	1																																																													
	特定施設	2	2	4	2	1(※2)	0																																																													
4期計画外(※3)	特別養護老人ホーム(創設)	1	1	2	1	0	0																																																													
	特別養護老人ホーム(増築)	1	-	-	-	1	0																																																													
			<p>※1 認知症デイサービスの開所済1施設は21年度に選定したもの ※2 特定施設の他の1施設は平成23年6月に開設 ※3 介護基盤緊急整備による前倒し整備</p>																																																																	

③キャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
キャリアデザインによるまちづくりの推進とキャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働 （企画調整課、社会教育課、社会福祉課、市民生活課、社会体育課、学校教育課、指導課、行政管理課、関係課）	NPOボランティアサポートセンターの機能強化 【市民生活課】 NPO法人ともいき（共同事業者）によるあおい空への指定管理者制度の導入 【社会福祉課】 NPO法人野田春風会による春風館道場への指定管理者制度の導入 【社会体育課】	△ (○) (○)	第3回NPOボランティアサポートセンター機能強化検討委員会を22年12月に開催し、NPO・ボランティア団体の活動拠点、サポートセンターの運営方法、施設内容、コーディネーター等について検討を行った。 指定管理制度活用の推進へ掲載 指定管理制度活用の推進へ掲載	23年度も、引き続き検討を進めていく。	—

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
	<p>地域教育プラットフォーム事業等関係課連携によるキャリアデザインによるまちづくり施策の推進の展開</p> <p>【企画調整課、社会教育課、学校教育課、指導課】</p>	○	<p>地域教育プラットフォーム事業</p> <p>地域の教育資源・人材を活用した豊かな学校教育の展開を目指してきた「野田市教育環境整備事業」のステップアップを図るため、中学校区を単位として学校支援地域本部の活動推進を図った。地域教育コーディネーターを市内全中学校区に配置し、地域ルームを拠点として活動した。また、公民館にて学校支援ボランティア講座の開催をした。主に以下の3点を中心に取り組んだ。</p> <p>① 地域の教育力・教育資源の学校への導入、小中学校キャリア教育の推進、図書室の活性化による学力の向上支援</p> <p>② 地域の文化・芸能・行事との相互交流促進による地域の特性を生かした特色ある学校づくり</p> <p>③ 学校環境整備による教育環境の充実</p> <p>キャリアデザイン施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土博物館と市民会館の両施設をキャリアデザインの拠点施設として位置付けし、市民相互の交流と伝統文化などの学習の場に活用した。 博物館・市民会館との連携 <ul style="list-style-type: none"> 市民の自主調査研究グループの育成 <ul style="list-style-type: none"> 植物の会 植物観察会 野田古文書仲間 古文書入門講座 職場体験の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> 野田第一中ほか 延 18人 大学との連携 <ul style="list-style-type: none"> 博物館実習生 8人 インターンシップ生 1人 市民会館体験学習 <ul style="list-style-type: none"> 親と子の茶道教室（東日本大震災の影響により中止） 呈茶席 2回 延 159人 キャリアデザインに関する講座 <ul style="list-style-type: none"> キャリアデザイン講演会 1回 延 29人 キャリアデザイン連続講座 3回 延 45人 シニア世代地域参加支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の開設 <ul style="list-style-type: none"> 一般相談 1件（担当課対応0件・シニア相談員対応1件） シニア世代対象団体の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 22年度登録数（市HP） 122件 アクセス数 3,518件 セミナー、講座の開設 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育課、公民館で開設 24講座 延参加者 2,388人 	<p>当事業については、当初の目的を達成したため、22年度をもって事業を廃止をするが、シニア世代に関する情報については、当課で作成しているグループ・サークル情報に掲載をされているため、引き続き問合せに対しての情報提供を行うものとする。</p>	—

(2) 民間活力の有効活用

①指定管理者制度活用の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
指定管理者制度活用の 推進 (あさひセンター、市 民生活課、市民課、社 会福祉課、社会体育 課、児童家庭課、社会 教育課、文化センタ ー、行政管理課、関係 課)	関宿斎場 【市民課】	○	<p>これまで、業務員1名及び非常勤職員3名並びに業務委託で運営してきた野田市関宿斎場に指定管理者制度を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者 タカラビルメン株式会社 ○指定期間 5年間(22年4月1日～27年3月31日) ○22年度財政効果 直営経費との比較 ▲ 413千円 <ul style="list-style-type: none"> ・直営で運営した場合の経費 26,199千円 ・22年度指定管理後の経費 25,786千円 		▲413
	あおい空 【社会福祉課】	○	<p>平成13年4月から直営で運営していたあおい空に指定管理者制度を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者 あおい空運営共同事業体 ○指定期間 5年間(22年4月1日～27年3月31日) ○22年度財政効果 直営経費との比較 ▲24,120千円 <ul style="list-style-type: none"> ・直営で運営した場合の経費 91,599千円 ・22年度指定管理後の経費 67,479千円 		▲24,120
	清水保育所 【保育課】	○	<p>これまで、直営で運営してきた清水保育所に指定管理者制度を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者 株式会社こどもの森 ○指定期間 5年間(22年4月1日～27年3月31日) 【参考】 ○22年度財政効果 直営経費との比較 ▲23,757千円 <ul style="list-style-type: none"> ・直営で運営した場合の経費 170,240千円 ・22年度指定管理後の経費 146,483千円 		(▲23,757)

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 （千円）
	春風館道場 【社会体育課】	○	<p>22年6月1日開場の野田市春風館道場に指定管理者制度を導入した。</p> <p>○指定管理者 NPO 法人野田春風会</p> <p>○指定期間 5年間(22年6月1日～27年3月31日)</p> <p>【参考】</p> <p>○22年度財政効果 直営経費との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営で運営した場合の経費 ・22年度指定管理後の経費 		<p>▲3,069千円</p> <p>10,957千円</p> <p>7,888千円</p>

②公共施設の管理・運営の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 （千円）
学童保育所 (児童家庭課)	学童保育所については、原則として社会福祉協議会に委託することとし、一人当たりの面積が1.65㎡未満又は入所人数が70人を超える場合は、優先的に分割を含め委託	○	<p>過密化の解消が必要な既存の学童保育所の新設整備については、21年度の国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用して、22年10月に清水、岩木、尾崎、七光台、関宿中央の5施設、11月には野田、柳沢、山崎の3施設を開設し、残る宮崎、みずき、南部（南部と南部第二の過密化解消として南部第三をNPO法人が民設民営）の3か所を23年4月に開設した。</p> <p>この学童保育所は、民設民営の1か所を除き、10か所について、社会福祉協議会に運営を委託した。</p>	<p>新たに開設された学童保育所は、順調に運営されていますが、23年4月1日現在の入所児童数は1,041名で、第二学童保育所を整備したにもかかわらず、依然3か所の学童保育所が国・県のガイドラインに示されている児童1人当たりの生活室面積1.65平方メートルを下回っている。</p> <p>しかし、これは既存と第二のいずれの学童保育所を利用するかは保護者が自由に選択できるために生じた偏りであり、各小学校区では、1.65平方メートルを上回っている状況である。</p> <p>今後は、新設した第二学童保育所11か所の運営を軌道に乗せることが重要であり、加えて市内の学童保育所は32か所となることから、野田市社会福祉協議会を始めとする委託事業者と毎月実施している定例研修会や巡回指導等を通して一層の緊密な連携を図りつつ、より良い学童保育を目指したいと考えている。</p> <p>また、既存学童についても、今後、保護者会との協議が整い次第順次、同協議会に委託するとの方針で取り組むこととしている。</p>	—

③現業部門の業務の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
現業部門の民間委託 （清掃第一課、関宿クリーンセンター、清掃第二課、補修事務所、児童家庭課、行政管理課、関係課）	清掃第一課収集業務、関宿クリーンセンター収集業務、清掃第二課収集業務、保育所給食調理業務等について、退職状況を考慮しつつ、委託を推進	○	勤務延長及び臨時職員にて対応できたことにより、委託をしなかった。		—

(3) 行政サービスの在り方の検討

①公立幼稚園の在り方

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
公立幼稚園の在り方の検討 （学校教育課）	私立幼稚園を含めた幼稚園の在り方について（仮称）幼稚園検討委員会を21年度に設置し、検討を進める	△	国は、23年度に幼保一元化を含めた次世代支援育成のための制度改正を目指し、22年度前半に基本方針を固めるとした。このため、(仮称)幼稚園検討委員会設置に向けて準備を進めてきたが、今後の幼稚園に求められる役割が不透明な状況の中で、委員会を設置しても具体的な検討を行うことが難しい状況となったことから、22年度の設置については見送った。 （参考）22年度園児数 ・公立幼稚園 293人（定員 610人） ・市内民間幼稚園 2115人	国は平成22年度から「子ども・子育て新システム検討会議」を開催しているが、基本設計・給付設計・費用負担・幼保一体化・支援制度等に課題が残されている状況である。 同会議は23年7月27日、中間報告として、保育と教育を同時に行う「総合施設」の新設、幼稚園・保育所の一部存続をきめた。 新制度に必要な追加財源を、消費税率引き上げを含む税制抜本改革で確保するとしている。 そのため、今後の動向を見極めながら（仮称）幼稚園検討委員会を設置に向けての検討を進める。	—

②市役所の窓口時間の延長と公共施設の無休化・開館時間の延長

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
市役所の窓口時間の延長と公共施設の無休化・開館時間の延長 （興風図書館、社会教育課、文化センター、市民課、関係課）	本庁舎市民課窓口の時間延長及び日曜窓口の開設の試行継続【市民課】	○	20年7月1日から試行的に実施している平日の火曜・木曜日の窓口業務の午後8時までの延長や日曜日午前8時30分から午後5時15分までの開設を継続実施した。業務内容は、住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書等各種証明書の交付や戸籍に関する各種届書の受付を実施した。 ○勤務体制 平日の窓口延長時は正規職員3人、日曜日開設時は正規職員5人の体制で行った（市民課、支所及び出張所の職員が対応）。この体制は、勤務時間をずらした交代勤務で行ったため、正規職員の時間外手当は発生しない。 ○サービス向上（22年度取扱状況） ・実日数 平日99日 日曜 51日 ・一日の平均利用件数 平日26.8件 日曜184.3件 ・一日の平均利用人数 平日16.5人 日曜106.3人 ・証明書件数 平日2,571件 日曜9,252件 ・戸籍に関する各種届出書 平日 82件 日曜 374件	市民課窓口開設の試行結果を分析すると、平日窓口延長・日曜開庁の利用人数、件数は、ほぼ横ばいで推移しており、市民サービスの向上につながっていると考えられる。今後、24年度からの本格実施に向け、現状の試行について、検証を進めていく。 また、現在、未実施の業務（転入、転出等の届出）については、他市区町村の開庁の動向を見極めつつ、検討を進める。 ○市民課窓口延長実施状況 利用件数・人数の平均推移(1日あたり) 平日(2.75h) 日曜(8.75h) 件数 人数 件数 人数 20年度 27.2件 16.7人 156.6件 93.0人 21年度 28.9件 17.6人 169.9件 97.4人 22年度 26.8件 16.5人 184.3件 106.3人	—

(4) 外郭団体等の見直し

①公社等外郭団体の運営の合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
財団法人野田市開発協会 （みどりと水のまちづくり課）	収益の向上及び経費削減ための具体的方策について、別記載の留意点に基づき、経営改善の支援を実施	△	経営改善に向けて、22年度は以下の取組により経費削減及び集客対策を図った。 ○経費削減 ▲18,160千円 ・役員報酬の削減 ▲578千円 ・期末・勤勉手当の一律30%削減 ▲17,582千円 ・22年10月退職者（1名）不補充 ○市民特別料金制の継続 21年度から実施している市民特別料金制を引き続き実施した。毎週月曜日は野田市民及び同伴者は利用料金が割引となる。 ・ひばりコース▲500円・けやきコース▲1,000円 ○追加ハーフプレー料金の徴収 増収対策として、ひばりコースに続き22年度からはけやきコースにおいても追加ハーフプレー料金を徴収した。 （参考）野田市開発協会の決算額 22年度▲100,448千円（収益事業）	経営改善に向けて、平成23年度は引き続き以下の取組を実施する。 ・役員報酬の削減 ・期末・勤勉手当の一律30%削減 ・市民利用者の増加対策として、市民特別料金制について割引デーを週2日とする。 ひばりコース 月曜・火曜 ▲500円 けやきコース 月曜・金曜 ▲1,000円 該当日が祝日の場合でも同様に割引とする。 ・けやき友の会の入会について、市外の利用者も入会できるものとし、リピーターを増やすことにより市外利用者の増加を図る。 ・けやきコースと同様にひばりコースにおいてもジュニア料金を設定し、ジュニアゴルファーの育成及び親子でのプレーしやすい環境をつくる。 ひばりジュニア料金 通常2,000円 薄暮 1,000円	(▲18,160)

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
野田市土地開発公社 (用地課)	<p>公社の在り方について、総合的な検証を常に実施</p> <p>プロパー職員の嘱託職員化の実施</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>市の依頼に基づく公有地取得は、都市計画道路用地（堤台柳沢線）について 1,600.03 ㎡を取得し、公有地売却事業では、都市計画街路用地など 3 事業について、651.92 ㎡を売却した。</p> <p>また公社自主事業では、愛宕西駅前線北側商業用地について 1,580.20 ㎡を取得し、土地造成事業では愛宕西大型店舗用地など 2 事業について 8,054.17 ㎡を売却した。</p> <p>22 年度決算は、公有地売却事業収益及び土地造成事業収益となったことから、33,556,683 円の純利益となり、繰越準備金（1,279,042 千円）となった。</p> <p>○事務改善 会計処理を従来の帳簿処理からパソコンによる会計処理の完全移行を実施した。</p> <p>21 年度末にプロパー職員の退職により、22 年度から臨時職員として任用し、その結果、人件費の削減となった。</p>	<p>土地開発公社のあり方については、長期的な目線で引き続き検証を行っていく。</p>	—
野田業務サービス株式会社 (行政管理課)	<p>経営管理能力の向上及び社員の質の向上を図るため、別記載の経営改善の支援を実施</p>	○	<p><学校給食業務受託> 学校給食調理業務では、学校給食調理業務、学校給食センター調理業務を受託し、小・中学校 24 校に 1 日給食数 10,999 食を、配膳業務では、小・中学校 13 校及び幼稚園 2 園に、1 日配膳数 5,782 食を提供した。</p> <p><社員の質の向上> 資格取得を奨励した結果、新たに 12 人が調理師免許を取得した。</p> <p>また、ボイラーを稼働させる軽油の管理を行うため、新たに 2 人が危険物乙類第 4 類免許を取得した。</p> <p><ボイラー業務の内製化> 給食センターにおけるボイラーの運転業務を委託（6,216 千円）しており、24 年度からボイラーの自社運転を予定していたところ、機器の老朽化に伴い新たなボイラーを導入したことで、ボイラー稼働に必要な資格も変更になり、新たなボイラーを取扱うための講習を受講した上で 22 年 9 月からボイラーの内製化を図った。</p>	<p>東日本大震災に伴い、被災者雇用として管理部長、調理課長、事務社員の募集を行い、事務社員 1 名を採用した。現在の調理業務以外に新規事業展開を検討していく。</p>	—

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
株式会社野田自然共生ファーム （農政課）	経営の安定化を図るため、別記載の経営改革への支援を実施	△	22年度経営安定化のための事業のうち、人件費の削減、受託事業の取り組み、市民農園の拡大を実施 ○人件費の削減 国の100%補助によるふるさと雇用再生特別基金を利用して、江川地区の市民農園整備や学校給食用の米作りのための複田作業8.1ha、除草作業28.2haの作業に人員を配置（自然環境維持管理業務作業員9名） ○受託事業の取組 堆肥センター、もみ殻施設の管理運営 ○市民農園の拡大 21年度 1.32ha⇒22年度 1.95ha （参考）決算の状況 ・20年度 △14,477,204円 ・21年度 6,856,465円 ・22年度 △8,325,944円	地域の活性化と次世代農業の担い手としての位置づけを目指しつつ、野田市における農業支援・自然環境保護対策の趣旨を踏まえ、江川・船形両地区の農業環境を取り巻く状況に応じた役割を果たしていく。 また、野田市農業の先進的な取組として、地域農業の活性化・自然環境の保護に寄与する。 具体的には、 ○22年度から始めた学校給食への米の安定供給を今後も取り組む ○ボランティア組織を立ち上げ従業員の労働負担を軽減する ○様々な受託事業に取り組み、経営の安定化を図る。	—

②公営企業（水道部）の経営の合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
公営企業（水道部）の経営の合理化 （水道部）	野田市水道事業長期計画の策定 野田市水道事業長期計画に基づき、委託業務を図りつつ、職員削減を推進	△ △	21年度に作成した野田市水道事業長期計画素案を野田市水道事業運営審議会に諮問した。 業務レベルを下げず市民サービスを維持しつつ、職員削減に向けた業務委託を検討した。	23年度は、パブリック・コメント手続きを行い、水道運営審議会の答申を受けて長期計画を策定する。 職員定数については、業務委託を推進し26年度末までに職員定数条例のとおり27人とする。（現在職員数29人）	—

（5）公有財産の有効活用

①未利用地の有効活用・処分

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
未利用地の有効活用・処分 （管財課）	処分を決定した普通財産の内、未処分の5箇所については、市況が回復次第、処分	○	土地の市況が下げ止まらない中で5箇所とも処分はできなかったが、これとは別に都市計画道路清水公園駅前線の残地について22年12月に処分することが出来た。	未処分の5箇所については、当分の間処分を凍結することとしており、市況が回復次第処分していく。	▲31,746

②公共物への有料広告の掲出

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
公共物への有料広告の掲出 （行政管理課、総務課、管財課、秘書広報課、関係課）	本庁舎玄関マットへの広告掲出 【管財課】	△	本件の実施に当たって、市広告審査会への案件付議を準備するために、他市の状況等を参考にして諸手続等の取り纏めを進めてきたが、当初想定していた手続では、応募者が見込めないことから、希望者の募集方法や、契約条件等全体の見直しをせざるを得ないこととなり、具体化出来なかった。	23年度は、広告審査会で導入に向けて審査を行い、9月から募集を開始する。	—

（6）財政運営の健全化

①財政規律の堅持

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
財政規律の堅持 （財政課、行政管理課）	サマーレビューの実施検討 【財政課】	△	サマーレビューの手法（対象事業、評価/審査等）を検討	23年度は、実施計画（24年度-26年度）の見直し時期と重なることから、実施計画ヒアリングと並行してサマーレビューを実施し、24年度予算編成方針に反映させる。	—

②市税・使用料等の収納率の向上

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)									
市税・国民健康保険税 (収税課)	市税の収納率目標 91%	×	22年度 市税収納率 90.14%、国民健康保険税 65.89% 市税及び国民健康保険税の収納率向上を図るため、文書催告等月次・年次の目標件数を設定し、現年度新規未納者の徴収に早期着手した。臨時納税コールセンターの設置、分納誓約の履行管理、財産調査、滞納処分事務等の強化を図り、インターネット公売を継続実施し、効果的、効率的な徴収対策に努めた結果、現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率は、市税が前年度比 0.07 ポイント、国民健康保険税が 1.16 ポイントそれぞれ増加したが、目標を達成することが出来なかった。	23年度より短期集中的な徴収対策として、徴収補助員 6 名を廃止、任期付職員 7 名が配置された。徴税吏員を増員することにより、徴収強化を図る。 23年度は、滞納者の財産調査を徹底し、収入・財産の状況から完納の見込がある者に対しては、滞納処分等徴収の強化を図り滞納額の縮減を図る一方、完納見込のない者については、執行停止制度を有効に活用することにより滞納額の圧縮を図る。 具体的対策としては、催告、差押等の月次・年次の目標件数を設定し直し、分納誓約の履行管理を徹底し、管理職は目標達成に向け進行管理の徹底を図る。 23年度に関係各課と調整のうえ経費を精査し、早期導入に向け準備中である。	92,148									
	国民健康保険税の収納率目標 70%	×												
	コンビニ収納導入時期の検討	△				22年度においては、近隣市の導入状況を確認した。 東葛管内各市の導入状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>市名</th> <th>導入年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏市</td> <td>17年度</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td>20年度</td> </tr> <tr> <td>流山市</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>我孫子市</td> <td>24年度予定</td> </tr> </tbody> </table>	市名	導入年度	柏市	17年度	鎌ヶ谷市	18年度	松戸市	20年度
市名	導入年度													
柏市	17年度													
鎌ヶ谷市	18年度													
松戸市	20年度													
流山市	22年度													
我孫子市	24年度予定													
目標達成のための徴収強化対策の実施	△	21年度の実績を勘案し、文書・電話催告、差押予告等の月次・年次の目標件数を設定し、進行管理の徹底を図った。	市税・国民健康保険税の対応と同様。											
介護保険料 (収税課)	介護保険料の収納率目標 96%	×	22年度収納率 95.31% 市税・国民健康保険税とともに介護保険料の滞納整理事務に努めた結果、現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率は、前年度比 0.14 ポイント増加したが、目標を達成することが出来なかった。 市税・国民健康保険税の対応と同様。	市税・国民健康保険税の対応と同様。 市税・国民健康保険税の対応と同様。	373									
	コンビニ収納導入時期の検討	△												

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）																																																		
市営住宅使用料 （建築指導課）	市営住宅使用料の収納率 目標 91%	×	22 年度収納率 90.66% 家賃滞納整理事務取扱要綱に基づき、保証人への納付指導依頼、連帯債務履行請求の実施。 納付意思のない高額家賃滞納者に対し、明渡し請求、裁判所へ明渡し訴訟の実施。	督促状、催告書の送付、電話での督促、臨戸徴収、夜間徴収を実施するとともに、送付意思のない高額家賃滞納者に対し、明渡し請求、裁判所への法的措置の計画的実施	▲124																																																		
住宅新築資金等貸付金元 利収入 （人権施策推進課）	住宅新築資金等貸付金元 利収入滞納繰越分の収納 率目標 5.5%	×	22 度滞納繰越分収納率 2.07% 貸付制度開始から 25 年以上が経過し、優良債務者が返済を終了する一方、滞納者の繰越額が年々累積しており、全体の収納率を押し下げている現状である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">過去 3 年間の推移（現年）（円）</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>調定額</th> <th>収入済額</th> <th>収入未済額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>39,704,457</td> <td>27,460,049</td> <td>12,244,408</td> <td>69.16%</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>35,367,837</td> <td>24,942,167</td> <td>10,425,670</td> <td>70.52%</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>27,708,972</td> <td>19,792,895</td> <td>7,916,077</td> <td>71.43%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">過去 3 年間の推移（滞繰）（円）</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>調定額</th> <th>収入済額</th> <th>収入未済額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>174,305,766</td> <td>5,852,819</td> <td>168,452,947</td> <td>3.36%</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>180,697,355</td> <td>5,053,686</td> <td>175,643,669</td> <td>2.80%</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>186,069,339</td> <td>3,846,405</td> <td>182,222,934</td> <td>2.07%</td> </tr> </tbody> </table>	過去 3 年間の推移（現年）（円）					年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	20	39,704,457	27,460,049	12,244,408	69.16%	21	35,367,837	24,942,167	10,425,670	70.52%	22	27,708,972	19,792,895	7,916,077	71.43%	過去 3 年間の推移（滞繰）（円）					年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	20	174,305,766	5,852,819	168,452,947	3.36%	21	180,697,355	5,053,686	175,643,669	2.80%	22	186,069,339	3,846,405	182,222,934	2.07%	滞納者の実態把握と納付指導をより徹底し、滞納繰越額の抑制を図る。	2,406
過去 3 年間の推移（現年）（円）																																																							
年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率																																																			
20	39,704,457	27,460,049	12,244,408	69.16%																																																			
21	35,367,837	24,942,167	10,425,670	70.52%																																																			
22	27,708,972	19,792,895	7,916,077	71.43%																																																			
過去 3 年間の推移（滞繰）（円）																																																							
年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率																																																			
20	174,305,766	5,852,819	168,452,947	3.36%																																																			
21	180,697,355	5,053,686	175,643,669	2.80%																																																			
22	186,069,339	3,846,405	182,222,934	2.07%																																																			
下水道受益者負担金 （下水道課）	下水道受益者負担金の滞 納繰越分の収納率目標 4.7%	×	22 年度滞納繰越分収納率 3.27%。 催告書の発送を行うと共に、個別訪問については回数を増やし過去の訪問実績者への集中的な再訪問に取り組んだが、目標値を達成することが出来なかった。	接触機会を数多く確保する為、不在者宅への再訪問に重点を置き内容説明と納付意識の向上を図るとともに、更なる収納率向上に努める。 また、新規賦課した者に対しては、受益者負担金の必要性の周知徹底や前納報奨金制度の活用等を積極的に促し、新たな滞納が発生しないように努める。	▲473																																																		
水道料金 （水道部業務課）	水道料金の滞納繰越分の 収納率目標 30%	○	22 年度滞納繰越分収納率 33.15% 19 年 1 月から実施した料金収納業務を含めた料金関連全般業務の委託を 22 年度も継続した。		▲5,774																																																		

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）																											
学校給食費、保育所保育料等 (収税課、関係課)	市税等の徴収対策と連携して徴収の強化を図る 【収税課、学校教育課、保育課、児童家庭課、社会福祉課、高齢者福祉課】	×	<全体> 各延滞金の徴収状況や、市税の連携に伴うメリット・デメリットについて調査検討を行った。	<全体> 市税の徴収対策と合わせ、どのような体制が有効であるか引き続き検討を行う。	-																											
		△	<学校給食費> (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 繰越分</th> <th>22年度 現年分</th> <th>22年度 調定分</th> <th>収入済分</th> <th>22年度 収入未済</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(a+b=c)</th> <th>(d)</th> <th>(c-d=e)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食費</td> <td>0</td> <td>605,374</td> <td>605,374</td> <td>601,498</td> <td>3,876</td> </tr> <tr> <td>給食費 (繰越分)</td> <td>9,909</td> <td>0</td> <td>9,909</td> <td>2,367</td> <td>7,542</td> </tr> </tbody> </table> <p>「給食申込書」を提出させることで、給食費納入意識の向上を図った。また、高額（1世帯あたり10万円以上）滞納者のうち悪質な滞納者に対して督促を強化し、法的措置について検討した。</p>			21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済		(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)	給食費	0	605,374	605,374	601,498	3,876	給食費 (繰越分)	9,909	0	9,909	2,367	7,542	「納付誓約書」を提出させ、計画的な納付を即す。また、計画的な納付が行われるよう、定期的に納付書を送付し、納付の意識付けを行う。			
			21年度 繰越分	22年度 現年分		22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済																								
			(a)	(b)		(a+b=c)	(d)	(c-d=e)																								
給食費	0	605,374	605,374	601,498	3,876																											
給食費 (繰越分)	9,909	0	9,909	2,367	7,542																											
△	<保育所保育料等> (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 繰越分</th> <th>22年度 現年分</th> <th>22年度 調定分</th> <th>収入済分</th> <th>22年度 収入未済</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(a+b=c)</th> <th>(d)</th> <th>(c-d=e)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料等</td> <td>0</td> <td>449,467</td> <td>449,467</td> <td>442,979</td> <td>6,488</td> </tr> <tr> <td>保育料等 (繰越分)</td> <td>11,395</td> <td>0</td> <td>11,395</td> <td>2,283</td> <td>9,112</td> </tr> </tbody> </table> <p>23年度の口座振替の導入に当たり、要綱の整備、システムの変更について連携を図った。滞納者個別のケースについて、出来る限り多くの接触機会を持てるよう努めた。</p>		21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済		(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)	保育料等	0	449,467	449,467	442,979	6,488	保育料等 (繰越分)	11,395	0	11,395	2,283	9,112	滞納処分等について、法的解釈や対応方法などの情報の提供を受けたい。 収入未済について、引き続き臨戸徴収や電話催促を行い、納入を促す。また、現年度分保育料の収納率向上に努める。						
	21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済																											
	(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)																											
保育料等	0	449,467	449,467	442,979	6,488																											
保育料等 (繰越分)	11,395	0	11,395	2,283	9,112																											
△	<学童保育料及び児童扶養手当返還金> (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 繰越分</th> <th>22年度 現年分</th> <th>22年度 調定分</th> <th>収入済分</th> <th>22年度 収入未済</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(a+b=c)</th> <th>(d)</th> <th>(c-d=e)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学童保育料</td> <td>0</td> <td>82,165</td> <td>82,165</td> <td>81,480</td> <td>685</td> </tr> <tr> <td>学童保育料 (繰越分)</td> <td>2,343</td> <td>0</td> <td>2,343</td> <td>154</td> <td>2,189</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当 返還金</td> <td>1,211</td> <td>1,798</td> <td>3,009</td> <td>753</td> <td>2,256</td> </tr> </tbody> </table> <p>学童保育料についても、不納欠損処理の参考とするため、情報提供を受けた。また、個別のケースについて、納付計画書の提出を求め、出来る限り多くの接触機会を持てるよう努めた。 児童扶養手当に関しては、事実婚等が判明した場合、資格喪失の届出義務の周知徹底に努めた。また、やむを得ず返還金が発生し、一括返還が困難な場合には、返還計画承認申請書を提出させ計画的な返還を求めた。</p>		21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済		(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)	学童保育料	0	82,165	82,165	81,480	685	学童保育料 (繰越分)	2,343	0	2,343	154	2,189	児童扶養手当 返還金	1,211	1,798	3,009	753	2,256	学童保育料については、時効が成立したものは不納欠損処理を行い、収入未済については、臨戸徴収や電話催告を引き続き行い、納入を促していく。（現年度分の収納率の向上に努める。） 児童扶養手当返還金の収入未済額については、臨戸徴収や文書による催告を引き続き行い、返還を促していく。
	21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済																											
	(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)																											
学童保育料	0	82,165	82,165	81,480	685																											
学童保育料 (繰越分)	2,343	0	2,343	154	2,189																											
児童扶養手当 返還金	1,211	1,798	3,009	753	2,256																											

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）																			
学校給食費、保育所保育料等 (収税課、関係課)	市税等の徴収対策と連携して徴収の強化を図る 【収税課、学校教育課、保育課、児童家庭課、社会福祉課、高齢者福祉課】	○	<p><生活保護費返還金・徴収金> (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 繰越分</th> <th>22年度 現年分</th> <th>22年度 調定分</th> <th>収入済分</th> <th>22年度 収入未済</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(a+b=c)</th> <th>(d)</th> <th>(c-d=e)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金・徴収金</td> <td>4,672</td> <td>22,075</td> <td>26,747</td> <td>22,591</td> <td>4,156</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活保護費の不正受給を防止するため、年金や給与等の収入調査を徹底して行っており、その結果、返還金が発生する。返還金は、原則、一括返還としているが、消費してしまった場合には、生活保護受給者から分割による返済計画を提出させ、計画に沿って生活保護費の支払い時に徴収している。</p>		21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済		(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)	生活保護費返還金・徴収金	4,672	22,075	26,747	22,591	4,156		-	
				21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済																
				(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)																
生活保護費返還金・徴収金	4,672	22,075	26,747	22,591	4,156																			
<p><身体障害者措置費等> (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 繰越分</th> <th>22年度 現年分</th> <th>22年度 調定分</th> <th>収入済分</th> <th>22年度 収入未済</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(a+b=c)</th> <th>(d)</th> <th>(c-d=e)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者措置費負担金</td> <td>0</td> <td>749</td> <td>749</td> <td>0</td> <td>749</td> </tr> <tr> <td>身体障害者措置費負担金滞納繰越金</td> <td>963</td> <td>0</td> <td>963</td> <td>100</td> <td>863</td> </tr> </tbody> </table> <p>身体障がい者措置費の滞納対策については、現在のところ個々のケースに応じ適切に対応しており、現時点では、市税等との連携が必要なケースが生じていないが、今後、連携が必要な場合は検討する。</p>		21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済		(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)	身体障害者措置費負担金	0	749	749	0	749	身体障害者措置費負担金滞納繰越金	963	0	963	100	863
	21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済																			
	(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)																			
身体障害者措置費負担金	0	749	749	0	749																			
身体障害者措置費負担金滞納繰越金	963	0	963	100	863																			
<p><配食サービス事業負担金等> (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 繰越分</th> <th>22年度 現年分</th> <th>22年度 調定分</th> <th>収入済分</th> <th>22年度 収入未済</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(a+b=c)</th> <th>(d)</th> <th>(c-d=e)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配食サービス事業負担金滞納繰越分</td> <td>162</td> <td>8</td> <td>170</td> <td>0</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>訪問介護利用料</td> <td>22</td> <td>4</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>21年度の滞納者については、徴収のための手続を開始したところであり、市税との連携については、件数も少ないことから個別に必要性を検討する必要がある。</p>		21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済		(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)	配食サービス事業負担金滞納繰越分	162	8	170	0	170	訪問介護利用料	22	4	26	0	26
	21年度 繰越分	22年度 現年分	22年度 調定分	収入済分	22年度 収入未済																			
	(a)	(b)	(a+b=c)	(d)	(c-d=e)																			
配食サービス事業負担金滞納繰越分	162	8	170	0	170																			
訪問介護利用料	22	4	26	0	26																			

③補助金の在り方の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
補助金の在り方の検討 (財政課)	削減ルールの見直し検討	△	21年度に強化した抑制策（市補助金依存率 50%、繰越率 20%）を 22年度も継続実施した。	23年度は、「行政評価」と連携し、削減ルールの見直しを検討する。	▲453

④給付サービスの見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
給付サービスの見直し （行政管理課、関係課）	行政評価の試行の一環として、給付サービスの見直しを実施	○	22年4月から子ども手当が創設されたことに伴い、遺児手当を廃止した。 ○財政効果 ▲76,801千円	他市の状況や景気の動向を踏まえて、見直しの検討を進める。	▲76,801

⑤入札、契約制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
入札、契約制度の改善 （管財課）	公契約条例の改正	○	<p>①22年度の対象契約</p> <p>ア 条例の適用を受けた契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事（予定価格が1億円以上）3件 うち1件は契約のみ22年度、支払賃金等の確認作業は23年度となる ・工事（予定価格が5千万円以上1億円未満の賃金項目を評価するとした契約）6件 ・業務（予定価格1千万円以上の特定業務）16件 ・指定管理者 3件 <p>イ 効果 清掃業務に従事する適用労働者の賃金が時間当たり約100円上がり大幅な改善がなされた。</p> <p>ウ 支払賃金の確認作業 工事で208人、業務委託で221人、指定管理者で56人の適用労働者への支払賃金が、市長が定める最低の額を上回っていたことを確認した。</p> <p>②条例の改正 見えてきた課題を解消するため、条例の改正を行った。主な改正点は次のとおり。</p> <p>ア 業務委託における職種別賃金を設定すること</p> <p>イ 継続雇用の確保を図るため、公契約条例の適用契約を長期継続契約の対象とすること</p> <p>ウ 下請負者の安定経営に配慮し、低入札価格調査制度を拡充すること</p> <p>エ 予定価格が1,000万円未満の業務で適正な賃金水準の確保が必要な契約を条例の対象とすること</p>	<p>新たな取組</p> <p>ア 新たな課題を解消するため条例の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の対象区分の額を1億円から5千万円まで引き下げ <p>イ 公契約条例に係る制度の見直しと効果の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託への低入札価格調査制度の導入 ・市長が定める最低の額の妥当性の検証 	—

⑥使用料等の負担の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
使用料の見直し （行政管理課、社会教育課、市民課、関係課）	斎場の市内者火葬料の見直し 【市民課】	△	市内者火葬料は他市も有料が多く、現在の経済状況を勘案した結果、実施時期について再検討した。	今後の使用料等の全体の見直しの中で検討する。	—
	物価、景気の動向を踏まえ、一斉見直しを検討 【行政管理課、関係課】	△	現在の物価、景気の動向から見直しは行わなかった。	今後、物価、景気の動向を踏まえ、検討する。	

⑦行政評価による施策の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
行政評価の導入について （行政管理課）	給付サービスを利用して、行政評価を試行的に実施	△	給付サービスの見直しを行ったところ、遺児手当を廃止することとしたことから、行政評価の試行は出来なかった。	23年度は、行政評価の試行として、補助金の削減ルールの見直しを行う。	—

（7）情報化の推進

①電子自治体への対応及びセキュリティポリシーの遵守

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）																								
電子自治体への対応及びセキュリティポリシーの遵守 （行政管理課、市民課、関係課）	電子申請（一部業務）の導入	○	22年度は、21年度に開始した17手続に5手続を加え、市民の利便性の向上を図った。	利用件数の増加を図るため、各課所管の手続について、電子申請化の適性の検証及び導入に向けて協議・調整を行い登録手続の拡充を図る。 駐輪場の申込みについて、市民サービス向上を図るため現行の先着順から抽選方式へ運用見直しを検討する中で、電子申請の利用が有効であることから、事務運用等の見直しも含め検証する。	1,424																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>主な内容</th> <th>利用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>印鑑登録証明書交付申請</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>住民票の写しの交付申請</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市県民税関係の証明書交付申請（所得証明）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>犬の死亡届出</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>がん検診登録申込</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平成22年度野田市任期付職員採用選考試験申込（一般行政職）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>			No.	主な内容	利用件数	1	印鑑登録証明書交付申請	3	2	住民票の写しの交付申請	1	3	市県民税関係の証明書交付申請（所得証明）	1	4	犬の死亡届出	3	5	がん検診登録申込	1	6	平成22年度野田市任期付職員採用選考試験申込（一般行政職）	1	合 計		10
			No.			主な内容	利用件数																						
			1			印鑑登録証明書交付申請	3																						
			2			住民票の写しの交付申請	1																						
			3			市県民税関係の証明書交付申請（所得証明）	1																						
			4			犬の死亡届出	3																						
			5			がん検診登録申込	1																						
6	平成22年度野田市任期付職員採用選考試験申込（一般行政職）	1																											
合 計		10																											

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

①組織の統廃合と組織体制の整備

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
組織の統廃合と組織体制の整備 (行政管理課)	組織の統廃合の実施 組織の連携に関する指針の策定	○ ○	22年4月1日から、21年度組織と比較して1部2課の減により、市長部局は8部40課、教育委員会は2部8課に整理した。このことにより、近年の複雑な行政需要の多様化や複雑化などの変化に対応し、市民ニーズにあったサービスを提供できる組織とした。 実効性のある指針とするための検討を行った。	引き続き、実効性のある指針とするための検討を行う。	—

②附属機関の整理合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
附属機関の統廃合 (行政管理課、関係課)	長期間活動実績のない附属機関の統廃合の実施 【行政管理課、企画調整課、総務課】	○	野田市情報化推進協議会は、野田市情報化推進基本計画の樹立に関する調査研究及び情報関係ニューメディアの高度かつ有効利用の推進を図る目的で平成元年10月に設置し、CATV事業化について検討を行ったが、17年9月から民間事業者によるCATVサービスが開始されたことに伴い、設置目的が達成されたことから、23年3月31日に廃止した。 野田市情報公開不服審査会及び野田市個人情報保護審議会は、行政不服審査法に基づく不服申立てに対する調査審議を行う機関であり、同一の委員をもって委嘱していることから、審査会と審議会を統合し、23年4月1日に野田市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、廃止した。		—

(2) 定員の適正化及び勤務体制の見直し

①職員削減計画の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
職員削減計画の推進 (行政管理課)	年度当初目標職員数 1,123 人（削減数▲6人）	○	22年度当初職員数 1,116 人 ・目標職員数 1,123 人に対し▲7人 ○経費削減 ▲377,300 千円 ・20年度当初職員数 1,165 人に対し▲49人	(参考) 23年度当初職員数 1,098 人(任期付職員を除く) ・目標職員数 1,115 人に対し▲17人	▲377,300

②再任用制度の導入

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
再任用制度の導入 （人事課）	再任用導入職場業務等の検討	△	職員削減計画を推進しつつ、新規採用を計画的に行うことにより、職員の年齢構成のアンバランスの解消を図っているため、再任用制度の実施に当たっては短時間勤務職員に限って導入することとしているが、スタッフ職として採用することを想定しているため、導入効果が認められる職場を精査している段階である。	25年度の制度導入に向け、23年中に制度設計を行い、24年6月議会に条例案を付議すべく準備を進める。	—

③適正な職員配置の推進及び福社会館館長の非常勤特別職化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
適正な職員配置の推進 （行政管理課）	予算編成と連動して各課の事務事業に応じた配置職員数を毎年度見直し、最大限効果的な行政サービスの提供を可能にする機動的な職員配置を実施	○	昨年度に引き続き、各課の事務事業に応じた職員配置数の査定をし、機動的な職員配置を実施した。		—
福社会館館長の非常勤特別職化 （人権施策推進課）	隣保館運営費等補助金の交付状況により、館長の非常勤化の効果が得られると判断した段階で非常勤化を実施	×	県及び国（厚生労働省）隣保館運営費補助金の存続について確認した。	福社会館長の非常勤特別職化については、隣保館運営費補助金の交付状況を注視しつつ、非常勤化に向けた検討を進めていく。	—

④臨時職員の雇用の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
臨時職員の雇用の適正化 （人事課）	新規雇用の臨時職員は最長1年の任用を徹底。現雇用職員は民間委託に合わせて順次解消賃金の取扱いは、国家公務員の非常勤職員に係る給与等検討の動向に応じ、適宜適切な対応を図る	△	臨時職員について、21年度に地公法第22条に規定する臨時的任用職員、第17条の非常勤一般職、第3条の非常勤特別職に分類し、継続雇用の問題を全体的に整理したことから、22年度は、「一般職の非常勤職員採用試験の基準等について」を作成し、継続雇用に対する再度の任用の取扱いを明確にした。	非常勤職員に付与する特別休暇（夏季休暇）について、規則に規定する。期末手当については、学童指導員と他の一般職の非常勤職員に較差があるため、組合との交渉を行いながら適正化を図る。	—

(3) 給与の適正化

①地域手当支給の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
地域手当支給の適正化 （人事課）	支給率を3%に引下げ実施	○	21年度に実施した地方公務員法55条第1項に規定する交渉により職員組合と合意に至ったため、22年4月から支給率を5%から国の支給割合である3%に引下げを行った。 21年度財政効果 ▲134,294千円 22年度財政効果 ▲131,537千円		▲265,831

②その他各種手当支給の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
その他各種手当支給の適正化 （人事課）	住居手当及び期末・勤勉手当に係る役職加算支給対象者割合の是正 手当本来の趣旨に合わなくなった手当の是正	△ △	住居手当については、早期是正を図るため、引き続き地方公務員法第55条第1項に規定する交渉を行った。 期末・勤勉手当に係る役職加算については、国及び県よりも高い水準にあるため、前年度に引き続き具体的な引下げの内容の検討を行った。	住居手当について、26年4月からの廃止に向け、24年4月から段階的に引下げを実施するため、引き続き地方公務員法第55条第1項に規定する交渉を行う。 期末・勤勉手当については、24年4月からの引下げに向け、具体的内容について交渉を行う。	—

③初任給の是正

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
初任給の是正 （人事課）	各年度当初に段階的な引下げの実施	△	初任給については、国よりも大学卒で+4号給、短大卒で+6号給、高校卒で+8号給となっており、高い水準にあるため、前年度に引き続き、是正に向けた検討を行った。	24年4月からの引下げを行うため、交渉を行う。	—

④時間外勤務の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
時間外勤務の適正化 （人事課）	時間外勤務時間対前年度比 5%の縮減	×	<p>時間外勤務時間については、対前年比5%の縮減を行うため、ヒアリングを行い、当該時間の多い所属への業務内容の改善を指導した。</p> <p>また、毎週水曜日と毎月給料日のノー残業デイの徹底を図り、縮減に取り組んでいる。</p> <p>22年度については、国勢調査、国民体育大会及び3月11日に発生した東日本大震災の対応等の要因により、21年度に比べ前年比16.4%の増となった。 （東日本大震災、国体、国調を除くと5.9%の増で、その要因は特定の政策業務の処理による。（まめバスルート変更、ヒブワクチン・子宮頸がんワクチン関連、子ども手当支給事務、柏廃材・新清掃工場建設、新不燃物処理施設建設等）</p> <p>○財政効果 25,524千円（20年度との決算比較）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年度 93,570時間 241,767千円 ・21年度 84,689時間 224,972千円 （▲9.5%） （▲16,795千円） ・22年度 98,614時間 267,291千円 （16.4%） （42,319千円） <p>（東日本大震災、国体、国調を除いた場合） 89,710時間 242,911千円 （5.9%） （17,939千円）</p> <p>※選挙にかかる時間外を除く。 （ ）内は対前年度比</p>	22年度削減目標時間に対し、5%縮減となるよう時間外の多い所属への事務内容の改善を指導する。	25,524

（4）職員の資質の向上

①職員研修の充実

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
職員研修の充実 （人事課）	新人材育成に関する基本方針の策定	△	人事評価制度の試行の取組に合わせ、基本方針策定に向けた調査を実施した。	新人材育成に関する基本方針は、25年度から本格実施を予定している人事評価制度と平行して策定する。	—

②人事評価制度の構築

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
人事評価制度の構築 （人事課）	評価制度の抜本的見直しを実施 見直し後評価制度の試行実施 評価者研修の拡充	○ ○ ○	<p>評価制度は、職級別に評定項目のバランス及び着眼点を見直すとともに、係長以上の管理監督の立場の職員については、能力評価のほか業績評価（目標管理）を導入することとした。</p> <p>評定項目の見直し等を反映した能力評価書により人事評価（能力評価）の試行を実施した。</p> <p>人事評価研修は、人事評価者研修と人事評価研修（目標管理編）を実施するとともに、評定の指導育成にあたる部局長研修の検討を行った。</p>	<p>業績評価（目標管理）の試行を平成 23 年度から実施する。</p> <p>評定の指導育成にあたる部局長研修を実施する。</p>	—

③希望降格制度の導入

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
希望降格制度の導入 （人事課）	希望降格制度の導入	○	<p>野田市職員希望降格制度実施要領を 22 年 12 月 27 日に制定し、23 年 1 月 1 日から施行した。</p> <p>・ 23 年 4 月 1 日希望降格実績 7 級→6 級 1 人 6 級→5 級 2 人 4 級→3 級 2 人</p>		—